

◎原子力発電施設等立地地域の振興に

関する特別措置法の一部を改正する

法律 (平成二十二年二月一〇日法律第七〇号(衆))

一、提案理由(平成二十二年一月二六日・衆議院経済産業委員会)

○近藤(洋)議員 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法は、原子力発電施設等の立地をめぐる環境の厳しさを踏まえ、平成十二年に議員立法として制定されたものであり、原子力発電施設等の周辺の地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広範的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興が図られてきたところであります。

この特措法は、平成二十三年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっておりますが、原子力発電は、そのエネルギーの供給の安定性にすぐれており、天然資源の乏しい我が国に

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

とって、エネルギー安全保障の観点から重要であること、また、発電過程で二酸化炭素を排出しないことから、我が国として地球温暖化対策を推進していく観点からも、原子力発電の重要性はますます大きなものとなっております。

こうしたことから、この法律の有効期限を延長し、引き続き原子力発電施設等の周辺の地域の振興を図っていく必要があると考え、本法案を取りまとめた次第であります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を十年間延長し、平成三十三年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、これに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告

(平成二十二年一月二六日)

○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果の御報告

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

五〇

を申し上げます。

本案は、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する特別措置を講ずる法律の期限を十年延長して、平成三十三年三月三十一日と変更するものであります。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

本案は、平成二十二年十一月二十五日本委員会に付託され、本日、提出者近藤洋介君から提案理由を聴取した後、質疑を行いました。質疑終局後、内閣の意見を聴取し、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二十二年二月三日)

○柳澤光美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院において城島光力君外十名から提出されたものであり、原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長するものであります。

委員会におきましては、発議者より趣旨説明を聴取した後、